

インターネット売払いシステム利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、インターネットを利用した売払いシステム（以下「売払いシステム」という。）を利用して、一般競争入札を行う際の手続きについて定める。

(入札の公告等)

第2条 入札の公告は、本市ホームページを利用して行う。

(入札参加の申込み)

第3条 入札参加の申込みは、売払いシステム上で参加仮申込みを行った後、本市のホームページから入札参加申込書（様式は入札案件ごとに指定）を印刷し、必要事項を記入、押印後、公告等で指定する書面とともに指定された期限までに本市に提出するものとする。

(資格確認)

第4条 入札執行担当課長は、入札参加の申込書を受領後、入札開始までの間に、入札参加の申込みをした者が入札公告により指定した資格を有するか否かを確認し、資格がある場合は、売払いシステム上で参加仮申込みを本申込みに変更することをもって確認通知に代え、資格がない場合は資格がない旨及びその理由を電子メールにて通知する。

(入札書の提出)

第5条 入札参加者が売払いシステム上に入札価格を登録することをもって入札書を提出したものとする。

- 2 入札書は、売払いシステムのサーバに記録された時点を提出日時とする。
- 3 第1項の規定により、一度提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 4 第1項に規定する以外の方法で入札書を提出することはできない。

(入札の辞退等)

第6条 入札参加者が入札を辞退する場合は、書面で直接又はファクシミリにより「辞退

届」を入札書提出締切日時までに提出しなければならない。

- 2 一旦提出された辞退届は、撤回できない。
- 3 入札参加者が入札書提出締切日時までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、当該入札参加者は、入札書不着の取扱いとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

(開札)

第7条 入札執行担当課長は、入札書提出締切日時後、開札を行う。

(無効となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告等に示した入札参加に必要な資格のない者が行ったもの
- (2) 他人名義の売払いシステムの認証番号を不正に使用して行ったもの

(電子くじによる落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価の入札をした者が2以上ある場合は、売払いシステムの電子くじ引き(自動抽選)により落札者を決定する。

(落札者決定)

第10条 入札執行担当課長は落札者を決定した場合は、落札者に対し落札者として決定された旨の電子メールを送信して通知する。

(落札者の公表)

第11条 落札者の売払いシステムでの認証番号と落札価格を売払いシステム上で一定期間公表する。

(障害時の対応)

第12条 売払いシステムの障害により次の状態になった場合には入札手続きを中止する。

- (1) 入札参加申込期間中
 - ア 入札参加の申込受付が開始されない場合
 - イ 入札参加の申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札参加の申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ 入札参加の申込受付終了時刻後になされた入札参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

ア 入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

付 則

この基準は、平成22年10月14日から施行する。